件 名	愛媛県安心こども基金条例の一部を改正する条例
主 管 課	子育て支援課
根拠法令等	

## 【改正の概要】

国から「安心こども基金」の実施期限が「平成33年3月31日」まで延長されるよう 連絡があったことに伴い、基金の設置期限を延長するための改正

○附則第2項の改正

この条例は、**平成 30 年 3 月 31 日**限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1 条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年 6 月 30 日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。

(改正後) 平成 33 年 3 月 31 日

施 行 日 公布の日

## 【その他参考事項】

## ◇基金事業実施期限

- 1 保育サービス等の充実(文部科学省関係を除く) 平成33年3月31日
  - (1) 保育所等整備事業
  - 保育所緊急整備事業
  - 小規模保育整備事業
  - 賃貸物件による保育所整備事業
  - (3) 家庭的保育改修等事業
  - 家庭的保育改修等事業
  - (4) 待機児童解消加速化プラン強化事業
  - 認可化移行総合支援事業(改修等支援)
  - (8) 認定こども園整備等事業
  - 認定こども園整備事業
  - 幼稚園の長時間預かり保育整備事業
  - (9) 小規模保育事業
  - 小規模保育設置促進事業
- 2 保育サービス等の充実(文部科学省関係) 平成31年3月31日
  - 認定こども園整備事業(文部科学省関係)
  - 幼稚園耐震化促進事業(文部科学省関係)

## ◇基金の状況

(単位:千円)

	項目	金額
積立額	20~28 年度 国交付金	5, 933, 756
	20~28 年度 運用利息等	25, 265
	計	5, 959, 021
取崩額	20~28 年度 取崩額	5, 880, 502
28 年度末執行残		78, 519

※運用利息には、市町等からの返還金1,335千円を含む。